

## 港湾法

(昭和25.5.31) 最近改正 平成26.6.27 法91号

### 1. 港湾区域内等における工事等の許可

#### (1) 港湾区域と港湾隣接地域（法第2条第3項、法第37条）

港湾区域とは、水域を経済的に一体の港湾として管理運営するための必要最小限度の区域であり、その区域に隣接する水域を地先水面とする地方公共団体の利益を害しない等の要件を満たすとして、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けた水域をいいます。

また、港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者の長が指定する地域を港湾隣接地域といいます。

#### (2) 制限の内容（法第37条第1項第4号）

港湾区域内又は港湾隣接地域内において、港湾の開発、利用又は保全に著しく影響を与えるおそれのある一定の行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければなりません。

許可を受けなければならない行為は、次に掲げる行為をいいます。

- ① 港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、栈橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築
- ② 動力を用いて地下水を採取するための施設であって一定規模以上の揚水機を有するものの建設——など（施行令第14条）

#### 【適用除外】

公有水面埋立法に基づき埋立の免許を受けた者が、免許にかかる水域について行う行為

#### (3) 確認方法

港湾区域については港務局が、港湾隣接地域については港湾管理者が、それぞれ指定した地域等を公告するので、これらにより確認することができます。

### 2. 臨港地区内の分区内における建築物等の建築の規制

#### (1) 臨海地区（都市計画法第8条第1項、法第38条、法第39条）

臨港地区とは、港湾区域を地先水面とする地域において、その港湾の管理運営に必要な最小限度のものとして都市計画に定められた地区又は港湾管理者が国土交通大臣の認可を受けて定めた（都市計画区域以外の地域の場合）地区をいいます。

また、分区とは、港湾地区内の土地利用の適正化を図るために港湾管理者が臨港地区内に指定した区域で、次に掲げるものをいいます。

- ①商港区 ②特殊物資港区 ③工業港区 ④鉄道連絡港区 ⑤漁港区など

#### (2) 制限の内容（法第40条第1項）

臨港地区内で港湾管理者が指定した分区の区域内においては、各分区の目的を著しく阻害する構築物で地方公共団体が条例で定めるものを建設することが禁止されます。また、構築物を改築し、又はその用途を変更してその条例で定める構築物とすることも禁止されます。

#### (3) 確認方法

臨港地区の区域については、その決定に際しそれを公告することになっており、また都市計画区域内にあっては都市計画の図書より確認できます。

### 3. 共同化促進施設協定の効力

港湾法にもとづき、輸入ばら積み貨物の積み卸し、保管、荷さばきをする施設について認可・公告された「共同化促進協定」が結ばれているときは、新たな施設所有者等（予定施設所有者等を含む。）に協定の効力が及ぶので、重要事項としてその旨の説明が必要です。